

令和元年 7 月 11 日
健康部 健康推進課

健康増進法および都条例を踏まえた受動喫煙防止対策に係る区の対応について

受動喫煙防止対策を強化するため、健康増進法が一部改正され、東京都では東京都受動喫煙防止条例が制定された。こうした状況を踏まえ、下記のとおり受動喫煙防止対策を実施する。

1 区立施設の受動喫煙防止対策

- (1) 法や条例に従い、施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を講じる。複合施設については、施設の類型の厳しい区分を適用する。
- (2) 第一種施設について、施設の特性に応じて必要がある場合には、屋外に喫煙場所(特定屋外喫煙場所)を設置する。この場合、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置し、禁煙場所と区画した上で喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示を行う。
なお、第二種施設についても、屋外に喫煙場所を設置する場合は、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置する。

2 屋外における受動喫煙防止対策

- (1) 多くの人が集まる駅周辺や通学路(スクールゾーン)は、通学時間帯において、望まない受動喫煙を生じないように喫煙者に配慮を求める。
- (2) 子どもが主に利用する児童遊園は禁煙とする。
- (3) 健康部、環境部等が連携協力して、普及啓発や公衆喫煙所の設置を検討していく。

3 民間施設への支援

国や東京都の補助制度を活用して、喫煙専用室設置に対する支援を行う。

4 区民・施設管理者への周知啓発

- (1) 相談窓口を設置する。
- (2) 区報(6月21日号)、区ホームページ、ツイッター、東京都作成のパンフレット等を活用して周知啓発を行う。